

千葉県放課後児童支援員認定資格研修事業実施要綱

1. 趣旨・目的

この要綱は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に定めるもののほか、県が行う放課後児童支援員認定資格研修（以下、「認定資格研修」という。）の円滑な実施のため策定する。

認定資格研修は、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とするものである。

2. 実施主体

実施主体は、県とする。

知事は、認定資格研修を実施する上で適当と認める市町村、民間団体等に事業の一部を委託することができる。

3. 実施方法及び内容

(1) 研修対象者

基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者等で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者とする。

(2) 研修日程等

研修の開催日、時間帯等については、研修事業受託先（以下、「研修実施者」という。）が県と協議の上、地域の実情に応じて、受講者が受講しやすいよう適宜配慮して設定する。

(3) 研修項目・科目及び研修時間数等

研修項目、科目及び研修時間数等は、別紙1及び別紙2のとおりとする。

(4) 講師

講師については、別紙2の「講師要件」を参考にし、各科目の研修を適切に実施するために必要な体制を確保するものとする。

(5) 研修の教材

認定資格研修の教材は、「放課後児童クラブ運営指針」（令和7年1月22日付けこ成環第16号こども家庭庁成育局長通知別紙）及び「放課後児童クラブ運営指針解説書」の使用を必須とする。なお、上記に加えて、研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用することも可能とする。

(6) 科目の一部免除

研修対象者が、既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除する。

① 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者

別紙1の「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の

生活と発達」、「２－⑥ 障害のある子どもの理解」、「２－⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」

② 基準第１０条第３項第２号に規定する社会福祉士の資格を有する者

別紙１の「２－⑥ 障害のある子どもの理解」、「２－⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」

③ 基準第１０条第３項第４号に規定する教諭となる資格を有する者

別紙１の「２－④ 子どもの発達理解」、「２－⑤ 児童期（６歳～１２歳）の生活と発達」

４．実施手続

（１）受講の申込み及び受講資格等の確認

受講希望者は、受講の申込みをするにあたっては、別に定める様式による受講申込書及び基準第１０条第３項の各号のいずれかに該当することを証する書類（以下、「受講申込書等」という。）を、下記の区分に応じて市町村が取りまとめの上、県又は研修実施者に提出するものとする。

① 現従事者

放課後児童健全育成事業所を所管する市町村を経由

② ①以外の者

受講希望者の住民登録のある市町村を経由

市町村は、受講申込書等を県に提出するにあたっては、受講申込書等により、受講希望者が基準第１０条第３項の各号のいずれに該当するかについて、確実にその確認を行うこととする。

５．認定等事務

（１）修了の認定・修了証の交付

県は、基準第１０条第３項の各号のいずれかに該当し、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」（様式第２号－①）及び「放課後児童支援員認定資格研修修了証（携帯用）」（様式第２号－②）を交付する。修了証の交付にあたっては、受講の申込みをした市町村を経由して交付する。なお、基準第１０条第３項各号のいずれかに該当する見込みの者が研修を修了した場合、県は、当該者が基準第１０条第３項各号のいずれかに該当したことを確認した後、修了証を発行する。

（２）既修了科目の取扱い

受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなす。この場合において、県は「放課後児童支援員認定資格研修修了証明申請書」（様式第１号－①）による受講者の申請により「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」（様式第１号－②）を交付する。

なお、一部科目修了証の有効期限は、研修を受講した年度の翌年度の３月３１日まで

とする。

(3) 修了証の再交付等

研修修了認定を受けた者は、修了証に記載された内容に変更が生じた場合、又は修了証を紛失（又は汚損）した場合は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証再交付申請書」（様式第3号）を県に提出するものとする。

県は、研修修了認定を受けた者から、「放課後児童支援員認定資格研修修了証再交付申請書」（様式第3号）の提出があった際には、修了証の再交付等の手続を行うものとする。

(4) 認定の取消

県は、研修修了認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を研修修了者名簿から削除することができる。

- ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合
- ② 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合
- ③ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合
- ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 等

6. 研修修了者名簿の作成・管理等

(1) 研修実施者は、研修修了者について、必要事項を記載した研修修了者名簿等を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく知事に提出するものとする。なお、研修修了者名簿等の作成にあたっては、一部科目修了者の必要記載事項についても整理するものとする。

(2) 知事は、研修修了者について、研修修了者名簿等を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、研修実施者から提出された研修修了者名簿等を個人情報として十分な注意を払った上で、知事の責任において一元的に管理するものとする。なお、研修修了者名簿等の作成に当たっては、一部科目修了者の必要記載事項についても整理するものとする。

(3) 知事は、修了証書等の交付を受けた者が、研修修了者名簿等に記載された内容（氏名、現住所又は連絡先等）に変更が生じたこと、又は修了証書等を紛失・汚損したことの申し出があった際には、速やかに必要な確認を行った上で、修了証書等の再交付や更新の手続き及び研修修了者名簿等の更新を行い、個人情報として十分な注意を払った上で、知事の責任において一元的に管理するものとする。

7. 研修参加費用

研修参加費用のうち、テキスト代、研修会場までの受講者の旅費及び研修中の宿泊費については、受講者が負担するものとする。

8. 研修事業の委託

(1) 研修実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであることとする。

(2) 研修実施者は、研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類

等研修事業の収支の状況を明らかにする書類を整備することとする。

(3) 研修実施者は、研修を担当する講師について、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目の研修を適切に実施するために必要な体制を確保することとする。

(4) 研修実施者は、本要綱に定める内容に従って、適切に研修を実施することとする。

9. その他

この要綱に定めるもののほか、認定資格研修の開催に必要な事項については、研修実施者が県と協議して定める。

附則

1 この要綱は、平成27年10月6日から施行し、平成27年度の認定資格研修から適用する。

2 この要綱の施行の日から平成32年3月31日までの間においては、2.(1)中「従事しようとする者」とあるのは「従事しようとする者又は従事している者」とする

平成28年4月28日改正附則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

平成29年4月19日改正附則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

令和元年12月13日改正附則

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

令和2年4月28日改正附則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

令和7年1月24日改正附則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目及び時間数

【合計：16科目 24時間（16科目×90分）】

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解

【4.5時間（90分×3）】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識

【6.0時間（90分×4）】

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援

【4.5時間（90分×3）】

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力

【3時間（90分×2）】

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応

【3時間（90分×2）】

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能

【3時間（90分×2）】

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

各科目ごとのねらい・ポイント・主な内容・講師要件等

項目名	1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	1－① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
時間数	1.5時間（90分）
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的について理解する。 ○放課後児童健全育成事業の役割について理解する。 ○放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等について理解する。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、児童福祉法第6条の3第2項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第1項、放課後児童クラブ運営指針第1章の2及び放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の目的、役割及び制度の内容について理解を促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業の目的及び役割 <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全事業の目的 ・放課後児童健全事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針における放課後児童健全事業の役割 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と市町村が定める設備及び運営に関する基準条例の役割 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の構成と事業運営に関する基本的な事項 ○放課後児童クラブ運営指針の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ運営指針の役割 ・放課後児童クラブ運営指針の構成と主な内容 ○放課後児童支援員認定資格研修事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員認定資格制度の目的 ・放課後児童支援員認定資格研修事業の主な内容
講師要件	放課後児童健全育成事業の事務を担当している行政担当職員 など

項目名	1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	1－② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○放課後児童健全育成事業の一般原則について理解する。 ○放課後児童クラブにおける権利擁護及び法令遵守の基本について理解する。 ○子ども家庭福祉の理念と子どもの権利についての基礎を学ぶ。
ポイント	○主に、児童福祉法第 33 条の 10、第 33 条の 11 及び第 33 条の 12、児童の権利に関する条約、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 5 条、第 12 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条及び第 19 条、放課後児童クラブ運営指針第 1 章の 3（4）の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の一般原則及び権利擁護、法令遵守の基本と子ども家庭福祉の理念について理解を促す。
主な内容	○放課後児童健全育成事業の一般原則の内容 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の一般原則の内容 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における権利擁護及び法令遵守の内容 ○放課後児童クラブの社会的責任 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童クラブの社会的責任の内容 ・子どもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営を行うことの大切さ ○放課後児童クラブにおける子どもへの虐待等の禁止と予防 ・子どもへの虐待等の禁止と予防の理解 ・子どもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容 ○子ども家庭福祉の理念と子どもの権利に関する基礎知識 ・今日の子どもの家庭福祉と子どもの権利 ・放課後児童支援員が必要とする子どもの権利に関する法令等
講師要件	ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員 イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

項目名	1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	1-③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	<p>○子ども家庭福祉施策の概要を学ぶ。</p> <p>○放課後児童クラブと関連する子ども家庭福祉施策の内容を学ぶ。</p> <p>○放課後児童クラブと関連する放課後関係施策を理解する。</p>
ポイント	<p>○主に、児童福祉法、子ども・子育て支援法、障害者総合支援法、児童虐待の防止等に関する法律及び放課後子ども総合プランなどの内容に基づいて学び、子ども家庭福祉施策の概要を理解し、放課後児童健全育成事業との関連について理解を促す。</p>
主な内容	<p>○子ども家庭福祉施策と子ども・子育て支援新制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭福祉施策の体系と内容 ・子ども・子育て支援新制度の内容 <p>○障害児福祉施策の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今日の障害児福祉施策の内容 ・放課後児童クラブと障害児福祉施策との関連 <p>○児童虐待防止等の施策の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の内容と児童虐待防止等に関する施策の内容 ・社会的擁護に関する施策の概要 <p>○放課後児童クラブと関連する放課後関係施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブと放課後関係施策との関連 ・放課後児童クラブと直接関わる放課後関係施策（児童館、放課後子供教室、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業等）の内容
講師要件	<p>当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など</p>

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-④ 子どもの発達理解
時間数	1.5 時間 (90 分)
ねらい	<p>○子どもの発達を理解するための基礎を学ぶ。</p> <p>○育成支援における子どもの発達の特徴や発達過程を理解する。</p> <p>○子どもの発達理解のための継続的な学習の必要性を理解する。</p>
ポイント	<p>○主に、育成支援に必要な子どもの発達理解に関する基礎的な事項について学び、子どもの発達理解について継続的な学習が必要であることの理解を促す。</p>
主な内容	<p>○子どもの発達理解の基礎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達概念 ・発達の時期区分と特徴 <p>○子どもの遊びや生活と発達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの社会性の発達の理解 ・子どもの発達における遊びの大切さ <p>○子どもの発達理解と育成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことの大切さ ・子どもの発達過程における放課後児童支援員の存在の意味 <p>○継続的な学習の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの理解を深めるために、子どもの発達について継続的に学習することの必要性
講師要件	<p>当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など</p>

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
時間数	1.5時間（90分）
ねらい	<p>○児童期の一般的な特性を学ぶ。</p> <p>○児童期の発達過程と発達領域の基礎を学ぶ。</p> <p>○児童期の発達理解のための継続的な学習の必要性を理解する。</p>
ポイント	<p>○主に、放課後児童クラブ運営指針第2章の1、2及び3の内容に基づいて児童期の発達理解に関する基礎的な事項を学び、理解を深めるために継続的に学習することの大切さを理解する必要があることへの気づきを促す。</p>
主な内容	<p>○子どもの発達と児童期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達から見た児童期の位置（幼児期、思春期・青年期との関わり等） ・児童期の発達の特徴 <p>○児童期の発達過程と発達領域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね6歳～8歳頃の発達の特徴 ・おおむね9歳～10歳頃の発達の特徴 ・おおむね11歳～12歳頃の発達の特徴 <p>○継続的な学習の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童期の発達理解を深めるために継続的に学習することの必要性 ・事例検討から学ぶことの大切さ
講師要件	<p>当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など</p>

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑥ 障害のある子どもの理解
時間数	1.5時間 (90分)
ねらい	<p>○障害のある子どもを理解するための基礎を学ぶ。</p> <p>○障害のある子どもの保護者と連携するために必要なことを学ぶ。</p> <p>○障害のある子どもと保護者を理解するための継続的な学習の必要性を理解する。</p>
ポイント	<p>○主に、児童福祉法第4条及び第6条の2の2、障害者基本法（障害者の権利に関する条約などを含む）、発達障害者支援法（発達障害に関する最近の研究動向などを含む）等の内容に基づいて学び、障害のある子どもや保護者の理解及び障害のある子どもの福祉に関する基礎と学習課題について理解を促す。</p>
主な内容	<p>○子どもの障害についての基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の概念 ・ 障害のある子どもの発達の特徴 <p>○発達障害についての基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害の定義と障害特性 ・ 発達障害理解の基礎 <p>○障害のある子どもの保護者を理解するための基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもの保護者の気持ちを受け止めることの大切さ ・ 障害のある子どもの保護者との連携に当たって配慮すること <p>○障害のある子どもと保護者を理解するための学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもに関する専門機関等との連携の必要性 ・ 障害のある子どもと保護者の理解を深めるために継続的に学習することの必要性及び事例検討から学ぶこと大切さ
講師要件	<p>ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p> <p>イ 養護教諭 など</p>

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
時間数	1.5時間 (90分)
ねらい	<p>○児童虐待の現状と対応についての基礎を学ぶ。</p> <p>○特に配慮を必要とする子どものいる家庭の状況について理解する。</p> <p>○特に配慮を必要とする子どもについて、関連する事業と連携、協力して支援する必要があることについて理解する。</p>
ポイント	<p>○主に、児童虐待の防止等に関する法律、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針などの内容に基づいて学び、児童虐待及び特に配慮を必要とする子どもの現状と対応、支援のあり方について理解を促す。</p>
主な内容	<p>○児童虐待の内容と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の現状と内容 ・児童虐待の早期発見と早期対応の必要性 <p>○特に配慮を必要とする子どもの理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの養育に困難を抱えている家庭の現状と課題 ・ひとり親家庭への子育てと生活支援の施策 <p>○特に配慮を必要とする子どもの支援についての理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に配慮を必要とする子どもの家庭からの相談への配慮のあり方の理解 ・特に配慮を必要とする子どもに関する学校との連携についての理解 <p>○要保護児童対策地域協議会と放課後児童クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会の目的及び役割 ・要保護児童対策地域協議会と放課後児童クラブの関わり
講師要件	<p>ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p> <p>イ 児童相談所長又は児童相談所において相談・指導業務に5年以上従事している児童福祉司</p> <p>ウ 乳児院又は児童養護施設の長 など</p>

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
時間数	1.5 時間 (90 分)
ねらい	<p>○放課後児童クラブにおける育成支援の内容を理解する。</p> <p>○子どもの視点からみた育成支援のあり方について理解する。</p> <p>○育成支援の記録と職場内での事例検討の必要性について理解する。。</p>
ポイント	<p>○主に、放課後児童クラブ運営指針第1章の3(1)、(2)、第2章及び第3章の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおいて、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図るための育成支援の具体的な内容の理解を促す</p>
主な内容	<p>○放課後児童クラブにおける育成支援の基本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ運営指針における育成支援の基本的な考え方 ・子どもの発達過程を踏まえた育成支援の配慮事項 <p>○育成支援の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ運営指針における育成支援の主な内容 ・育成支援における特に配慮を必要とする子どもへの対応 <p>○育成支援における記録及び職場内での事例検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育成支援における記録の必要性 ・職場内での情報共有と事例検討の必要性
講師要件	放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員など

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑨ 子どもの遊びの理解と支援
時間数	1.5時間 (90分)
ねらい	<p>○子どもの生活における遊びの大切さについて理解する。</p> <p>○子どもが発達段階に応じた主体的な遊びを行うことの大切さを理解する。</p> <p>○子どもの遊びへの放課後児童支援員の対応のあり方を理解する。</p>
ポイント	<p>○主に、放課後児童クラブ運営指針第2章の4、5及び第3章の1の内容に基づいて学び、子どもの生活における遊びの大切さ及び子どもの遊びへの対応のあり方について理解を促す。また、講義に際して、「2-④」及び「2-⑤」の科目内容を活用することが望ましい。</p>
主な内容	<p>○子どもの遊びと発達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの生活における遊びの大切さ ・児童期の遊びの特徴と発達の関わり <p>○子どもの遊びと仲間関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自発的に遊びをつくり出すことの理解 ・遊びの中で子ども同士の仲間関係を育てることの必要性 <p>○子どもの遊びと環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊びには子どもが安心できる環境が必要であることの理解 ・自分で遊びを選択し創造することができるように環境を整えることの大切さ <p>○子どもの遊びと放課後児童支援員の関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達や状況に応じた柔軟な関わりの必要性 ・遊びの中で子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことの必要性
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員</p> <p>イ 児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に5年以上従事している児童の遊びを指導する者</p> <p>ウ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など</p>

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑩ 障害のある子どもの育成支援
時間数	1.5 時間 (90 分)
ねらい	<p>○障害のある子どもの育成支援のあり方について理解する。</p> <p>○障害のある子どもの保護者との連携のあり方について理解する。</p> <p>○専門機関等との連携のあり方について理解する。</p>
ポイント	<p>○主に、放課後児童クラブ運営指針第3章の2、4(2)及び(3)などの内容に基づいて学び、子ども同士が生活を通して共に成長できるように、障害のある子どもの育成支援のあり方や保護者との連携のあり方などについて理解を促す。また、講義に際して、「2-⑥」の科目内容を活用することが望ましい。</p>
主な内容	<p>○障害のある子どもの育成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもの受入れの考え方 ・ 障害のある子どもの育成支援に際して留意すること <p>○障害のある子どもの保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭の状況の把握と、保護者の子どもへの気持ちを理解することの大切さ ・ 子どもの様子を丁寧に伝え、保護者と一緒に放課後児童クラブでの子どもの生活の見通しをつくることの必要性 <p>○障害のある子どもの育成支援における倫理的配慮と職員間の共通理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもの育成支援における倫理的配慮の必要性 ・ 障害のある子どもの理解と育成支援のあり方を職員間で共有することの大切さ <p>○専門機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後等デイサービス事業所、発達障害者支援センター等の専門機関等と連携して育成支援の見通しを持つことの大切さ ・ 専門機関等と連携する際の配慮事項
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員</p> <p>イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など</p>

項目名	4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名	4-⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
時間数	1.5時間 (90分)
ねらい	<p>○保護者との連携のあり方について理解する。</p> <p>○保護者組織との連携のあり方について理解する。</p> <p>○保護者からの相談への対応のあり方を学ぶ。</p>
ポイント	<p>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第19条、放課後児童クラブ運営指針第1章の3(2)、第3章の1(4)⑨及び4の内容に基づいて学び、保護者や保護者組織との連携のあり方や保護者からの相談への対応に当たって配慮することなどの理解を促す。</p>
主な内容	<p>○保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と密接な連絡をとり、育成支援の内容を伝えて理解を得ることの必要性 ・保護者への連絡の際に配慮すること <p>○保護者組織との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母の会等の保護者組織との協力関係をつくることの必要性 ・保護者同士が交流し協力して子育てが進められるように支援することの必要性 <p>○保護者からの相談への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との信頼関係に基づいて、保護者からの相談に応じられるような関係を築くことの必要性 ・保護者からの相談への対応に当たって配慮すること
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員</p> <p>イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など</p>

項目名	4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名	4-⑫ 学校・地域との連携
時間数	1.5 時間 (90 分)
ねらい	○学校との連携の必要性とそのあり方について理解する。 ○保育所・幼稚園等との連携の必要性とそのあり方について理解する。 ○地域との連携の必要性とそのあり方について理解する。
ポイント	○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第3項及び第20条、放課後児童クラブ運営指針第5章の内容に基づいて学び、学校や保育所、幼稚園及び地域住民や関係機関等地域との連携のあり方や連携に当たって考慮すべきことなどの理解を促す。
主な内容	<p>1. 学校との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの生活の連続性を配慮した学校との連携の必要性 ○学校との情報交換や情報共有を日常的、定期的に行う際に考慮すること。 <p>2. 保育所・幼稚園等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの発達の連続性を配慮した保育所、幼稚園等との連携の必要性 ○子どもの状況について保育所、幼稚園等と情報交換や情報共有を行う際に考慮すること <p>3. 地域住民や関係機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの成長・発達にとって地域が果たす役割と地域の関係者、関係機関との連携の必要性 ○子どもに関わる地域住民や福祉、保険及び医療等関係機関等との連携 <p>4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校施設を活用して実施する放課後児童クラブの運営 ○児童館を活用して実施する放課後児童クラブの運営
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員</p> <p>イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など</p>

項目名	5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	5-⑬ 子どもの生活面における対応
時間数	1.5 時間 (90 分)
ねらい	<p>○子どもの健康管理及び情緒の安定を確保することの必要性とそのあり方を理解する。</p> <p>○子どもの健康維持のための衛生管理について理解する。</p> <p>○食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を学ぶ。</p>
ポイント	<p>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 13 条、放課後児童クラブ運営指針第 3 章の 1 (4)⑦、第 6 章の 1 (2)及び 2 (1)の内容に基づいて学び、子どもの健康管理、情緒の安定及び確保のあり方と食物アレルギー等への対応について理解を促す。なお、その際、「子どもの施設における衛生管理と衛生指導の知識」及び「食物アレルギーと救急対応の知識」については、その分野における関連資料を活用して行うことが望ましい。</p>
主な内容	<p>○子どもの健康管理及び情緒の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席確認及び来所時の健康状態や心身の状態の観察の必要性 ・子どもの状態の把握と安定した情緒で過ごせるようにするための配慮 <p>○子どもの健康状態に関する保護者との連絡や学校との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との子どもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の必要性 ・学校との子どもの健康状態や心身の状況に配慮が必要な際の連絡や連携 <p>○衛生管理と衛生指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び設備の衛生管理と、遊びや活動の内容を考慮した衛生指導 ・おやつ提供時の衛生管理と衛生指導 <p>○食物アレルギーのある子ども等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーのある子どもの保護者からの情報提供の確認及び放課後児童クラブでの対応 ・救急時（アナフィラキシー、誤飲事故等）対応の知識
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員</p> <p>イ 養護教諭</p> <p>ウ 従事期間が 5 年以上の栄養士又は管理栄養士</p> <p>エ 医師</p> <p>オ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など</p>

項目名	5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	5-⑭ 安全対策・緊急時対応
時間数	1.5時間 (90分)
ねらい	<p>○安全対策及び緊急時対応のあり方について理解する。</p> <p>○安全対策及び緊急時対応についての具体的な取り組みの内容について理解する。</p> <p>○安全対策及び緊急時対応を行う際に知っておくべき法令等について理解する。</p>
ポイント	<p>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第5項、第6条、第13条及び第21条、放課後児童クラブ運営指針第3章の1(4)⑧、第6章の2(2)、(3)及び(4)の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおける非常災害対策や緊急時、事故発生時の対応などについて理解を促す。その際、市町村の安全対策及び緊急時対応の実例を活用して行うことが望ましい。</p>
主な内容	<p>○放課後児童クラブにおける子どもの安全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育成支援の際に求められる子どもの安全の考え方 ・ 安全対策及び緊急時対応における計画策定の必要性 <p>○安全対策及び緊急時対応の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故やけがの防止と発生時の対応 ・ 災害等の発生に備えた具体的な計画や防災や防犯に関する訓練の内容、感染症発生時の対応、来所及び帰宅時の安全確保等の内容 <p>○安全対策及び緊急時対応の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全対策及び緊急時対応について保護者と情報を共有しておくことの必要性 ・ 計画に基づく保護者や関係機関等との連携及び協力や定期的な訓練の実施の必要性
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員</p> <p>イ 児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に5年以上従事している児童の遊びを指導する者</p> <p>ウ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など</p>

項目名	6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	6-⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
時間数	1.5 時間 (90 分)
ねらい	<p>○放課後児童支援員の仕事内容と求められる資質及び技能について理解する。</p> <p>○放課後児童支援員の育成支援以外の職務の内容について理解する。</p> <p>○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方と職場倫理について理解する。</p>
ポイント	<p>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第7条及び第8条、放課後児童クラブ運営指針第3章、第4章の5及び第7章の3の内容に基づいて学び、放課後児童支援員としての役割や求められる資質及び技能などについて理解を促す。また、講義に際して。「1-②」、「3-⑧」及び「6-⑮」の科目内容を活用することが望ましい。</p>
主な内容	<p>○放課後児童支援員の仕事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育成支援の内容と放課後児童支援員の役割 ・ 育成支援を支える職務の内容 <p>○放課後児童支援員に求められる資質及び技能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者」、 「児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」の内容 ・ 放課後児童支援員の自己研鑽と運営主体による資質向上のための研修機会の確保の必要性 <p>○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報交換や情報共有を図り、適切な分担と協力のもとで育成支援を行う職場体制の構築 ・ 事例検討や自己研鑽を通して建設的な意見交換のできる職員集団の形成 <p>○放課後児童支援員の社会的責任と職場倫理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブの役割から求められる放課後児童支援員の社会的責任 ・ 職場倫理の自覚と事業内容の向上への組織的な取り組み
講師要件	放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員など

項目名	6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	6-⑩ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守
時間数	1.5 時間 (90 分)
ねらい	<p>○放課後児童クラブの運営管理の内容について理解する。</p> <p>○要望及び苦情への対応のあり方について理解する。</p> <p>○運営主体の人権の尊重と法令の遵守のあり方について理解する。</p>
ポイント	<p>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第2項及び第4項、第11条、第14条及び第17条、放課後児童クラブ運営指針第4章、第7章の1及び2の内容に基づいて学び、放課後児童クラブの運営管理に当たって留意すべき事項、要望及び苦情への取り組みのあり方、運営主体が行わなければならない人権の尊重と法令遵守のあり方及び取り組みなどについて理解を促す。また、講義に際して、「1-②」及び「6-⑩」の科目内容を活用することが望ましい。</p>
主な内容	<p>○放課後児童クラブの運営管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営主体が定める事業運営についての重要事項に関する運営規程の内容 ・労働環境整備の必要性と、適正な会計管理及び情報公開 <p>○利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用に当たっての留意事項の明確化や公平性に関する説明責任 ・要望及び苦情への対応の体制整備や対応に当たっての考え方及び留意事項 <p>○運営内容の自己評価と公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者の意見や関係機関等からの提言を事業内容に反映させることの必要性 ・事業運営の自己評価と公表の必要性 <p>○運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの社会的責任と運営主体の責任 ・運営主体が必要とする事業運営における倫理規定の内容と法令遵守
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員</p> <p>イ 児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に5年以上従事している児童の遊びを指導する者 など</p>

放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証明申請書

千葉県知事 様

年 月 日

申請者住所:

氏 名:

電話番号:

メールアドレス:

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 10 条第 3 項に規定する研修の一部を受講したことを証明願います。

千葉県放課後児童支援員認定資格研修科目

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期（6 歳～12 歳）の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援
- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携
- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応
- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

※証明を申請する科目の□に✓を記入すること。

第 号

放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年
厚生労働省令第 63 号）第 10 条第 3 項に規定する研修において、
次の研修科目を修了したことを証明する。

研修科目名：

年 月 日

千葉県知事

第 号

放課後児童支援員認定資格研修修了証

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年
厚生労働省令第 63 号）第 10 条第 3 項に規定する研修を修了したこ
とを証明する。

修了年月日 年 月 日
発行年月日 年 月 日

千葉県知事

(様式第 2 号 - ②)

第 号

放課後児童支援員認定資格研修修了証
(携帯用)

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号) 第 10 条第 3 項に規定する研修を修了したことを証明する。

修了年月日 年 月 日
発行年月日 年 月 日

千葉県知事

(様式第3号：用紙規格は日本産業規格A4縦型)

放課後児童支援員認定資格研修修了証再交付申請書

千葉県において下記年度に交付を受けた放課後児童支援員認定資格研修修了証の再交付を申請します。

千葉県健康福祉部子育て支援課長 様

年 月 日

氏 名 _____

記

放課後児童支援員認定資格研修修了証交付年度 _____ 年度

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所 (修了証交付時)	〒
現 住 所 (上記と同じ場合は 不要)	〒
電 話 番 号	
再発行申請の理由	